

Title	地租改正と村落構造の変化(二)
Sub Title	The land tax reform and change in village structure
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.12 (1974. 12) ,p.1178(16)- 1196(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19741201-0016
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19741201-0016

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地租改正と村落構造の変化 (二)

高 山 隆 三

- I 問題の設定
 - II 筑摩県における地租改正 (以上第65巻第10号)
 - III 養蚕製糸村落における地租改正
 - 〔1〕 地租改正第一過程
 - 〔2〕 地租改正第二過程 (以上本号)
 - 〔3〕 地租改正最終過程
 - IV 地租改正と村落構造の変化
- むすび

III 養蚕製糸村落における地租改正

〔1〕 地租改正第一過程

(1)

本節では村落段階で、地租改正が農民にどのように受け止められながら進行したかという点から地租改正の過程を明らかにしてゆくことを課題とする。実際に地租改正の作業は、耕宅地1筆ごとに地番を付ける作業である地押しを行い、各筆ごとの面積を測量し、村落全体の絵図と地引帳、名寄帳を作成し、土地等級を評定して地価を決定するという作業を必要とするものであった。この作業は農民自身の負担で遂行されたのである。この作業量は膨大なものであったことは後述するが、地租改正の実際の作業を、農民がどのように遂行したかという点は、地租改正への農民の対応とはどのようなものであったかという地租改正の性格規定上検討されなければならない点である。本節では、この点を長野県諏訪市湖南地区の一村落南真志野の副戸長の明治5年から9年までの日誌類によって明らかにしようとするものである。本節で用いた日誌は、注記以外はすべて明治5年・明治6年の原沢之丞(名主後に副戸長)「日記留帳」によるものである。

南真志野村で地租改正の作業に着手されるのは明治5年8月からである。明治5年7月5日に大

地租改正と村落構造の変化 (三)

蔵省達によって売買によることなく一般に地券を交付する方針が出され、筑摩県では8月に入ってこの件を村々に布達したのである。南真志野村にこの布達がいつ届いたかは明らかではないが、名主原沢之丞の「日記留帳」の8月10日に御証券を御渡になるので、地所調惣代を入札できめたいと村方に相談したと記されている。この地所調というのは検地帳に照合して地券を発行するための検地帳の整理という意味であった。村方への相談の形式は南真志野では通常、1名の名主、2名の年寄および8名の組頭のいわゆる当役の相談の結果を組頭が各組の伍人組判頭に伝えて相談し、意見を取りまとめて、再び名主、年寄、組頭で最終的に決定するというものであった。この地所調惣代(後には地券惣代とよばれるようになる)をきめるについては、村方の相談の結果では入札によらず名主、年寄、組頭の当役と古役できめてくれればよく、費用がかかることは承知するというので、当役、古役相談のうえ、6人を地所調掛りに選んでいる。そして8月12日から地券調が始められたが、これに対し村方のうちで「地券調手数不掛出来候杯ト申者有之様子」なのでやはり入札で惣代を選んだほうがよいということになり8月13日に入札が行われ、結局、先に人選できた6名が惣代に選ばれたのである。惣代の日当は自分飯で1日5匁であった。

地券交付の意味が村方あるいは村役人に対してどのように説明されたかは日誌類では明らかではない。日誌では地券自体が村方で問題とされているのではなく、むしろ問題は村入費が多くかかるということにあったようにみえる。8月14日から検地野帳の書出しが、当役および地券惣代によって開始される。しかし、同年3月に発せられた、荘屋、名主、年寄等の村役を廃止して、戸長、副戸長を置くという太政官布告第117号に関連して、筑摩県でも8月18日に布達を発し、名主、年寄、組頭を廃止することになった。そして県庁の人選によって戸長、副戸長が新たに任命されることになった。南真志野では3人の副戸長が任命されたが、この3人は従来の名主と2人の年寄であって、その点では実質的な変化はなかった。しかし組頭の廃止については「村方江取次候事出来兼候」ということで、入札によって組頭を決定することに村方の相談できまり、南真志野の各組から従来と同様2人ずつ、計8名が選出された。この8名のうち4名は既に地券惣代に選出されたものであった。にもかかわらず、地券惣代は新たに補充されないで地券調が行われたのであり、事実上では地券惣代の人数は6人から2人へと減少したのである。このような経緯をへて、当役および地券惣代によって地券調が開始されるが、地券への記載条項である1筆ごとの土地の所有者を確定するためには、検地帳に記されている所持者と実際とを1筆ごとに点検しなければならない。南真志野では、どのような相談を当役、地券惣代がかわしたか、または県の指令があったのかは明らかではないが、地券調が開始されて後、間もなく、8月24日に耕宅地の総筆数と所有者を確定する地押しが行われ、地押しが完了するのは9月19日のことであった。

地押し作業とならんで、1筆限地引帳の作成作業が行われている。県から指令された地引帳の提出期限は8月30日であった。もっとも5年7月の大蔵省達では全国一般の地券発行は10月に完了

するように指示されていたので、筑摩県では8月30日を村からの提出期限に定めたのであろう。したがって南真志野村では8月29日に副戸長原沢之丞が日延願に出県しており、さらに9月5日も副戸長関喜平次が日延願に出県している。この場合には、県から「御日延ト申テハ不叶少々之御猶予被下」といわれている。県としても地引帳の提出をいそがせていたことがうかがわれる。地押しが完了するのがやっと9月19日のことであつたし、しかも地引帳には1筆ごとに地代金を記入しなければならなかつた。地代金については9月11日に隣村である文出村に副戸長が寄合つて相談している。しかしその結果については何も記されていない。また9月14日も関喜平次が日延のために出県している。

村方でも地代金の寄合が9月21日にもたれており、翌22日に村方が各組の堂に、各組で寄合つて、自分の土地の地代金を書出させている。出作の者についても24日に地代金を書出させ、一応地代金付けが各組とも完了するのが24日である。

10月16日に村方との寄合をもち、そこで地引帳が近日にできるが、地券帳を1軒に3帳ずつと其外絵図面をこしらえ、入会山、秣場も地所調べをするので地券惣代をさらに6人増加したいと相談しており、翌17日に入札が行われ6人の惣代が追加されている。そして地引帳を一応完成して筑摩県に提出したのは南真志野では10月28日であつた。県では地引帳は受理したが、絵図は、地番、面積、持主の氏名を1筆毎に記入せよということで受理されず返されている。しかし、地引帳を提出したことで、地券に関する県への村の作業は一段落をつげたのである。

地租改正の初期のこの過程で特徴的な点は次のように考えられる。第1に南真志野では検地帳によって土地所持者を確定するという作業で問題が生じていなかったことである。すなわち、質入地、書入地をめぐって所有権の確定上紛争が生じたという記事は見出せず、このことは事実上、農民による土地所有が成立しており、土地所有権の移動は手続きの上でも整備されていたことを意味するものと考えられる。もっとも地租改正過程で土地所有権をめぐる紛争が全くなかつたわけではない。隣村の大熊村との境界をめぐり、また、村の入会地・村道か私有地がめぐり紛争が生じてはいるが、質入地、書入地をめぐって所有権をいかに帰属させるかという性格の紛争は見られないのである。

第2に、地代金とよばれる地価が全耕宅地について所有権の確定と同様に殆ど問題なく、極めて短期間に付けられたことである。これは所有権の確定と裏腹の問題と考えられるのであるが、売買による所有権移転が頻繁に行われており、地価算定に関して、農民の間で或る程度承認される方式があつたものと推測されるのである。もちろん、地代金をどう付けるかについて名主が隣村と相談しており、村内でも相談されていたが、組の寄合で自己の所有する土地の地代金を、各人が書き出すという方法をとりえたことは、地価に関して農民が一定の観念をもっていたものとみられるのである。

そこで農民によって付けられた地価とはどのような性格のものであつたかについて以下検討を加

えてゆこう。このことは、地租改正による地価算定方式が、それまでの地価算定とどのように異なるものであるかを明らかにするうえで、したがって、地租改正の意義を把握するうえで、検討すべき点であると考えられるのである。

(2)

ここで地代金の検討に用いた資料は、県に提出した1筆限地引帳の控えではなく、それを作成するにあたって作られた下書と思われる。この「地引番附帳」は明治5年8月から作成されたものである。全5冊で、検地帳の地番順に、1筆ごとの地番、竿受人名、現在の持主名、田畑屋敷の地目と上・中・下等の等級、面積、高、地代金が記されている。地代金は1筆ごとの面積の地代金と、それを1反当りに換算した地代金が記されている。第1表、第2表は反当り地代金を地目別、等級別、金額別に集計したものである。ここに計上した筆数は水田で1,059筆で、地引番附帳の1,006筆とは53筆の差があるが、これはもとの1筆が数筆に分割されながら、地番上では「何番之内」というように分筆されていないものを1筆に数えたことから増加したものである。また地代金の記入のないものが10筆余あるがそれは除いてある。さてここに計上された地代金について特徴的な点は次のとおりである。

1) 田等級と地代金との逆相関性

上田および上中田では10両から15両層の占める割合が最も高く、また50%が10両から20両層に分布しているのに対し、中田では20~25両層に31.7%が集中し、中下田、下田および下々田では25~30両層が最も高くなっている。即ち、検地帳において、下級の水田ほどより高い地代金層への集中がみられるという検地帳上の土地等級と地価との間に逆の関数が存在することが明らかに示されている。

2) 同一土地等級における地代金の分散性

地代金は上田をとってみても、10両以下から50両代まで広く分布しており、特に中田以下でその分散性が強うかがわれる。75両以上の9筆のうち、最高は中下田の212両2分で、それを含めて200両以上が3筆、100両台が1筆、他の5筆が75~80両の間であるが、最低と最高の間では100倍の地価の差がみられ、この地価の差は同一地目、同一等級としてはきわめて大きなものといえよう。

3) 地価水準の相対的低さ

第1表、第2表に示された地代金は、地租改正によって定められた地価に比べれば、逆相関性に規定されて上田ほど地価が低く、下田では改正地価の7割2分の地代金であるのに、上田ではその3割の地代金に過ぎず、地代金は改正地価より総じて5割は低いものとみられるのである。

第1表 南真志野村 等級別、金額別反当り地代金 (筆数およびパーセント)

Table I: 本田 (実筆数). Columns: 等級 (10両以下 to 75~79), 金額別 (10両以下 to 75~79), 合計. Rows: 上田, 上中田, 中田, 中下田, 下田, 下々田, 俾田, 計.

Table II: 本田 (百分率). Columns: 等級, 金額別, 百分率. Rows: 上田, 上中田, 中田, 中下田, 下田, 下々田, 俾田, 計.

Table III: 本畑 (実筆数). Columns: 等級, 金額別 (10両以下 to 65~), 計. Rows: 上畑, 上中畑, 中畑, 中下畑, 下畑, 下々畑, 屋敷, 計.

Table IV: 本畑 (百分率). Columns: 等級, 金額別, 百分率. Rows: 上畑, 上中畑, 中畑, 中下畑, 下畑, 下々畑, 屋敷, 計.

Table V: 下山畑 (実筆数および百分率). Columns: 等級, 金額別 (1-2両 to 30~), 計. Rows: 下山畑, 百分率.

資料: 「明治五壬申年 地引番附張 八月 南真志野村」

地租改正と村落構造の変化(二)

Table I (本戸): 等級, 筆数, 面積, 1筆当り面積, 筆数比, 面積比. Rows: 上田, 中田, 下田, 下々田, 俾田, 計.

Table II (田尻): 等級, 筆数, 面積, 1筆当り面積, 筆数比, 面積比. Rows: 上田, 中田, 下田, 俾田, 計.

Table III (武居田): 等級, 筆数, 面積, 1筆当り面積, 筆数比, 面積比. Rows: 上田, 中田, 下田, 計.

資料: 第1表に同じ。

第2表 地区別、等級別、金額別反当り地代金

Table I (本戸): 等級, 金額別 (10両以下 to 75~), 百分率. Rows: 上田, 上中田, 中田, 中下田, 下田, 下々田, 俾田, 計.

Table II (田尻): 等級, 金額別, 百分率. Rows: 上田, 上中田, 中田, 中下田, 下田, 下々田, 俾田, 計.

Table III (武居田): 等級, 金額別, 百分率. Rows: 上田, 上中田, 中田, 中下田, 下田, 下々田, 俾田, 計.

4) 本畑については以上の特徴がほぼ妥当するが、水田の場合より逆相関性、分散性が弱い。すなわち、どの土地等級でも25~30両層が最も高くなっており、その点では畑地価は水田地価に匹敵するものとして価格づけが行われている点の一つの特徴であるが、最高価格は65両であって、10~35両の間に総筆数の76%があり、分散度が低い。下山畑では3~7両の間に70%が集中している。

この水田について、大字別に地代金の分布状況を見ると(第2表)、そこにはかなりの差を見出すことができる。本戸とよばれる字の水田の地代金は最も分散性が高いが、水田の全体の場合より集中性が見られる。本戸では15~30両層に68%が集中し、武居田では10~15両層に69.5%が集中し、田尻では20~35両層に75%がある。また武居田では30両台が1筆だけで分散度は低い。田尻も最高層は50~55両層といってよく、1筆のみが飛び離れて75~80両層にあるだけである。したがって、全水田で示された傾向はこれらの大字別の地代金の傾向の合成によるものであるが、全水田の筆数、面積とも本戸に属するものが約半数を占めることから、本戸の特徴が全水田を計上した第1表では強くあらわれているものとみられるのである。

さて以上の特徴を、規定する条件について、水田を中心として検討しておこう。

〔1〕 逆相関性

第1の特徴である土地等級と地代金の逆相関性を検討するために、字別、等級別に平均地代金を算出すると(第3表)次のような特徴が見出されるのである。即ち、第1表、第2表でみられたような逆相関的地代金の分布を反映して、土地等級別の平均地代金は等級の低い土地の地代金が上の等級の土地の地代金より高い傾向は見られるのであるが、むしろ上田と下田の地代金の差は決して大きいものではなく、田尻の場合などは上中下の差がほとんどみられないという土地等級に無関係な地価の同一性が見出されるのである。この地価の同一性は偶然的なものではないであろう。むしろこの同一性が幕藩体制の下における地価の基本的性格を示しているのであり、逆相関的形態はその基本的性格の特定の発現とみられるのである。

幕藩体制下において土地等級ごとに、農民取り分を一定量とするように貢租率が定められたとするならば、言い換えれば、直接生産者の全剰余を取得する貢租率が定められていたとするならば、これを出発点として、地代金が形成されることになる。すなわち、農民的剰余生産物が生ずる生産諸力の発展が全土地等級で等しく生じた場合、あるいは、各土地等級で異なった生産諸力の発展が

第3表 地区別、等級別、平均地代金 (単位 両)

等級	上田	中田	下田	稗田
本戸	22.1	25.1	26.3	33.2
田尻	26.4	26.0	27.0	28.2
武居田	12.1	13.5	14.4	

資料 明治5年「地引番附帳」より作成

第4表 水田等級別、農民取り分

地区名	等級	明治5年				明治7年			
		(1)石盛	(2)貢租率	(3)貢租	(4)農民取り分	(5)等級	(6)収穫量	(7)農民取り分	
本戸	上田	1.7	0.82	石斗升合 1 3 9 4	斗升合 3 0 6	1・2等	石斗升 2 5 5	石斗升合 1 1 5 6	
	中田	1.5	0.82	1 2 3 0	2 7 0	3	2 4 0	1 1 7 0	
	下田	1.3	0.79	1 0 2 7	2 7 3	4	2 2 5	1 2 2 3	
	下々田	1.1	0.76	8 3 6	2 6 4	4	2 2 5	1 4 1 4	
	稗田	1.1	0.31	3 4 1	7 5 9	8	1 9 5	1 6 0 9	
田尻	上田	1.7	0.52	9 8 4	7 1 6	5	2 2 5	1 2 6 6	
	中田	1.5	0.47	7 0 5	7 9 5	6	2 1 0	1 3 9 5	
	下田	1.3	0.39	5 0 7	7 9 3	8	1 9 5	1 4 4 3	
	稗田	1.1	0.3	4 3 0	7 7 0	8	1 9 5	1 6 1 0	
武居田	上田	1.7	0.63	1 0 7 0	6 3 0	5	2 2 5	1 1 8 0	
	中田	1.5	0.58	8 7 0	6 3 0	7	2 1 0	1 2 3 0	
	下田	1.3	0.5	6 5 0	6 5 0	9	1 8 0	1 1 5 0	

資料:「明治五壬申年 田畑町歩高物成調ノ高級 二月」
:「明治七甲戌年田方等級仕出し帳 四月」

みられた場合でも、その剰余を吸収しようと貢租率を改定しながら、全土地等級になお同一の剰余を残した場合には、地代金とよばれる地価は土地等級の区別なく一定額となるのである。すなわち、幕藩体制下の地価は剰余生産物から貢租を差し引いた剰余によって決定されるのであるが、その剰余である農民的剰余は、差額地代的な貢租率によって、上田と下田との間で量的差異を大きく開くことがなかったことから、ほぼ同一の地価が形成されることになったものと考えられるのである。この点に関してさらに検討を加えておこう。

明治5年2月における貢租率を土地等級別、字別に示したのが第4表である。南真志野村の石盛は上田で1石7斗、中田で1石5斗、下田で1石3斗、下々田で1石1斗と定められている。しかし字ごとに、土地等級別の貢租率は大きく異なり、例えば本戸の上田では8割2分、田尻では5割2分、武居田では6割3分であった。そこで字ごとに農民取り分は大きく異なることになる。しかし同じ字内では農民の取り分は土地等級による差がほとんどなく、田尻では7斗台、武居田で6斗台、本戸では2斗台となっている。すなわち、土地等級別に貢租率を農民取り分が一定となるように定めていたことは明らかである。この貢租の率は南真志野村の最後の検地である宝暦の検地によって定められたものとみられるのであるが、この字ごとの大きな貢租率の差は直接生産者の全剰余を取戻しようとするものであり、したがって直接生産者の反当り取り分を一定にしようとするものであったとみられるのである。明治7年4月に地価算定のために南真志野村で作られた「田方等級仕出し帳」には等級別に収穫量が記されている。これによると1等田の収穫米は2石5斗5升と見積られている。そして本戸の上田と上中田を1等田に等級づけている。したがって明治初年の

本戸1反歩からの農民の手取りは第4表に示したように2石5斗5升から貢租分(旧米の高1石7斗の8割2分)を差し引いた1石1斗5升6合となる。このようにして、土地等級別に農民の取り分を算定してみると、高い貢租率である本戸の場合でも事実上は明治初年には1石1斗以上の取り分があったことになるのである。また田尻では1石2斗以上、武居田でも1石1斗以上の農民取り分となっており、字によって貢租率が大きく異なりながら農民の取り分は事実上では大きな差がないような貢租の率が定められていたとみられているのである。しかし、そのような貢租率にもかかわらず、生産諸力の上昇等の諸要因は同一土地等級、同一地域内、同一村内でも異なる農民的剰余を現実的に形成してゆく。南真志野では本戸、田尻の地価が20両台であるのに対し、武居田のそれが10両台であるのは、武居田が水害の常襲地で最劣等の土地条件を改善できず、不安定な生産量しかあげられないことによるものであったとみられる。すなわち、検地帳の上では本戸も武居田も石盛は同一であるが、先に示した明治7年の地価算定では、本戸の上田が1等または2等に等級づけられているのに、武居田の上田は5等に位置づけられ、しかも地価算定の基礎となる小作米代金のうち1割は不作を見込んで引いて計算するという方法をとっている。従って第4表の武居田の算定上の反当りの農民取り分は1石1斗から2斗になっているが、これの1割減が実際に近い取り分と考えられるのである。

以上のように幕藩制下の地価形成は、貢租の率によって規定され、同一地価を形成することを基本性格とするものであった。このように農民取り分を一定とすることを出発点とするとき、土地等級と地代金の逆相関的な分布は必然的な現象であろうか。この逆相関的な地代金の傾向は第1表、第2表によって示されているところであり、また等級別の平均的地代金でも示されているところであり、さらに武居田を除いて、第4表の農民取り分を等級別に見れば明瞭である。このことは土地等級の高い上田よりも、下田、下々田、稗田の生産力上昇度合が高かったこと、したがって農民的剰余が大きかったことを意味する。しかし、追加的な労働の投下が各等級の地片に行われるとき、生産力の上昇がみられたとしても、各地片によってその上昇度合は異なり、必ず豊度の低い地片の生産力がより大きく上昇するとは限らない。逆相関性は追加的な労働による生産力の上昇が豊度の低い土地でより大きいという形態であるが、しかし、一定地域内で同一技術、同一生産手段を前提としながら生ずる収穫量の差が主として土地諸条件の差によって規定されているとすれば、その改良によって差を縮小させようとする努力、水田についていえば灌排水設備を共同的または個別的労働の投下によって整備する努力は継続的に払われてきた。したがって、豊度の低い水田の生産力上昇の可能性は現実的には強かったものとみられる。先にあげた明治7年4月の「田方等級仕出し帳」による1等田の収穫米と旧米の高の差は8斗5升である。これに対して下田ではその差は9斗5升、下々田では1石1斗5升となっている。上田と下田、下々田との収穫量の差は高の差より縮小して

いるのである。すなわち、収穫量が全土地等級で上昇しながら、下級の土地の上昇がより大きかったことを示すものにほかならない。この結果、1反当りの農民取り分は上田より大きくなり、土地等級と地価の逆相関が形成されることになるのである。

もっとも逆相関を形成する要因を下級土地の生産力上昇度合の高さのみに帰することはできないであろう。現実的には農民取り分が、下田、下々田で上田より高く、したがって地代金が高くなる要因としては、例えば延歩・増歩を考慮しなければならないであろう。下級地の延歩が上田より大きかったとするならば、反当生産力の上昇がなかったとしても、高と収穫量の差は上田よりも大きくなる可能性があるのである。

以上のように地価の逆相関性を幕藩制下の地価形成の必然的な現象として理解すること、あるいは、その現象を下級土地片における労働生産力上昇の相対的高さから理解することには一定の留保がなされなければならないであろう。しかし逆相関性をもし豊度差を基礎とする土地等級を前提としながら現われてくるものとすれば、そのような地価形成は「差額地代的」地価形成とは全く逆の、それとは矛盾する封建的地価形成を端的に示すものといえることができるであろう。

〔2〕分散性

幕藩体制下における地価が基本的に同一地価を形成するとしても、第1表・第2表に示されるように同一土地等級において広く地代金が分布しているのである。これを規定する諸要因を以下検討しておく。

この要因としては第1に同一土地等級における豊度差をあげることができるであろう。特に自然的災害の克服の度合が低く、災害によって荒地化し易い土地条件にある場合には、同一等級の耕地であっても反当収穫量は大きく変動する可能性がある。即ち、水害によって不安定な、または低い収穫量しかあげることが出来なくなれば、地価は極めて低く形成されるか、時には耕作も放棄されるであろう。他方、個別的な労働投下によっても自己の土地条件の改良が可能となった場合には、地価は、その程度によって高い方向に分散しうるであろう。しかし一定地域において、河川の安定、水路の整備等が共同的大規模な労働の投下によって始めて可能であり、かつ共同な労働の継続的な投下なしにはそれが維持しえないような、すなわち、土地条件の維持、改善において共同労働の投下が個別労働の投下より重要な役割を果している場合、したがって、個別労働が蓄積されうるような各地片の個別的な生産手段としての自立的な性格が確立していない場合には、各地片の生産条件に大きな差異が生じないものとみられる。南真志野村についていえば、田尻、武居田地域の水田が明治初年においてはほぼそれに該当するであろう。しかし、災害によって荒地化した地片は別として、同一土地等級内における土地条件の差またそれに基づく地代金の差をどの程度のものと考えてよいであろうか。第4表に示したように「田方等級仕出し帳」では各等級の収穫量と地価が記

されている。もし、同一の技術、同一の生産手段を前提とした場合、同一等級内における収穫量の差、したがって地価の差も1等の水田と最下等の9等の水田の収穫量、地価との差をその上限として見ることができるであろう。1等の水田の収穫量は2石5斗5升で52円50銭であり、最下等の9等のそれは1石8斗で25円50銭であった。したがって最下等に等級づけられていた水田が改良によって最上級の水田となったとしても、地価は約2倍になるに過ぎない。各字別にみると、その最上級と最下級との地価差は本戸では最下級に対し最上級は34%高くなっており、田尻では12%、武居田で40%高くなっている程度である。収穫量の差も3斗から4斗となっている。この等級間の地価差は収穫量基準の農民の全剰余を基礎として算定された価格の差である。これに対し地代金では農民の剰余は貢租を控除した後の剰余であって、剰余量は小さくなる。したがって小さな剰余量を基準として、同一等級間の地片の剰余量を比較して形成される地価では、全剰余基準の地価より差が大きくなり、地価は分散することになる。しかしながら貢租を控除した後の農民の剰余が小さければ地価は低く形成されることになり、低い地価の範囲で分散することになる。農民の再生産分を1石と仮定して、字別に最下級地の農民の剰余量を基準として、最上級の収穫量をその土地種類であげようようになった場合の剰余を比較してみると、その差は2倍から3倍である。したがって同一等級間における豊度差に基づく地代金の差の上限は、第3表の等級別平均地代金の2~3倍程度であろう。しかし、下田で上田と同様の収穫量をあげるといことは現実的には困難であって、同一土地等級内における収穫量の差は必ずしも大きいものとみるわけにはゆかないであろう。すなわち、明治7年の「田方等級仕出し帳」では先に述べたように本戸の上田、上中田は1等または2等に等級づけられているのである。もし上田または上中田で大きな豊度差が現実形成されていたとしたならば、1等または2等という範囲に等級づけは行われなかったろう。同様なことは他の等級についてもいえるのであって、本戸の中田、中下田は3等に組み入れられているわけである。したがって、もし同一等級内に豊度差が形成されていたとしても、それは地代金を2倍、3倍に開かせるような大きなものではあったとみるべきではないであろう。南真志野村では大きく見積っても平均地代金を中心として5割以内の地価の差が同一土地等級における豊度差によるものとしてみられる範囲であろう。先にもみたように上下等級間の収穫量の差は縮小しており、また地価の逆相関性がみられるとするならば、各字において豊度差はむしろ縮小してきていることも考えられる以上、同一等級間内における豊度差も絶えず同一化する傾向が貫ぬいているものとみるべきであろう。そうであるとすれば第1表、第2表に示されるような地代金の分布は豊度差によって説明つくせるようなものではなく、他の要因が考えられなければならないであろう。

反当生産力の差によってこの大きな地代金の差が説明しきれないとすれば、その他の要因としては封建的貢租の軽重をあげることができるであろう。この点に関しては筑摩県では抜高、負高慣行があったことが報告されている。⁽¹⁾一地片の貢租を入質者または書入した者が一部または全部を負担

することによって、より多くの貨幣の借入・取得を果そうとするこの慣行があるとすれば、貢租が抜かれた抜高の水田の価格は大幅に上昇するであろう。しかし100両以上、さらに200両以上の地代金がつけられている水田というのは例外的であり、抜高・負高以外の個別的事情が作用しているものと思われる。すなわち、貢租負担が抜かれる程度によって同一土地等級にあっても地価は大きな差を示すことになるであろうが、その上限は封建的な貢租と農民の剰余を加えた量によって制限されるであろう。先に示したように明治7年の農民の算定した地価では1等が52円50銭であり、地租改正によって確定された1等地価であっても78円であった。この地価算定方式は形式的には収穫量基準であって、反当生産額から費用を差し引いた剰余の一定利子率による還元である。抜高における水田価格の形成はこれと同一と考えられるのであるから、改正地価の範囲内における地代金の分散、そしてまた本戸、田尻における10両以下の地代金はこの抜高・負高慣行によってかなり説明しうるものとみられる。しかし、これについては資料がなく、それを裏づけることはできないので推定にとどめざるをえない。

しかし抜高慣行を考えに入れたとしても、100両以上の地代金は高すぎるであろう。勿論このような高い水田の筆数は少く、例外的な、個別的事情が作用しているものとみるべきであるかもしれないが、しかし、抜高慣行以外にも考えられなければならない要因がある。

その要因は延歩である。南真志野では地租改正に際しての土地丈量によって耕地面積が2倍になっている。したがって、検地帳に記されている反別と実際は各筆ごとにさまざまに異なっていたものとみられる。しかし検地帳の地番と地租改正によって付けられた地番との照合は困難で、1筆ずつどれほど延歩があったか現在のところ明らかにしえない。しかし各地片ごとに延歩が異なれば同一面積、同一土地等級、同一の収穫量と検地帳に記されていても、地代金は異なることになる。この延歩のあり方がどの程度地代金の分散に作用しているかは、全体にわたって明らかにしえないが、現在わかり得る資料⁽²⁾によって32筆の水田についてみると検地帳面積と地租改正に際して丈量された面積との差は、最低で22%増、最高で4.5倍となっている。この最高倍率の水田は2坪が9坪となった下々田で、もともと20歩であったものが内18歩は文化9年に川代永引されて2歩と検地帳に記されることになったのであり、この場合には、永引を過大に見積ったことが考えられる。このような場合を除けば、最高の倍率はほぼ3倍とみてよいように思われる。したがってこの延歩にさらに生産力上昇を合わせてみると収穫量が高の5倍に及ぶ場合も見出されるのである。このような事情が、本戸、本畑で8割にも及ぶ高い年貢率を成り立たせるのであり、また抜高、負高を現実に可能にしたものとみられる。

以上のように地代金が同一等級において広く分布する諸条件としては豊度差、抜高・負高慣行、

注(1) 拙稿「地租改正と村落構造の変化(一)」『三田学会雑誌』第65巻第10号、31頁。

(2) 諏訪市南真志野 原知美氏所蔵「明治七甲戌年 学校附田畑写 一月 原沢之丞持用」。

延歩をあげることができるであろう。このうち、どの要因がどれほど地代金の分散に作用しているものかについて、現在のところ確定することは困難である。しかし地租改正によって収穫量基準の地価が形成されるようになるとすれば、地代金が分散するような条件が統一化されることになるので、個別の土地所有者にとって、その作用は一様ではないことになる。したがって、地租改正によって旧来の貢租負担がどのように個々の農民にとって変化するかを解明が必要とされるのである。

〔3〕 地価水準の相対的低さ

明治6年2月7日の「筑摩県伺大意」⁽³⁾では5年8月より作成された1筆限地引帳につけられた地代金が「不相当低価」であると述べられている。この「不相当」ということは、何を基準として不相当であるのかは明らかではない。6年の始めにはなお地価算定に関する諸則は明治政府によっても打ち出されていないのである。しかし地代金が何を基準として不相当であったかは明らかではないが、その地価が封建的に形成されたものであるとすれば、地価が低価になることは当然であった。この地価が低い原因としては、農民にとっては低地価が貢租負担を低める可能性をもっているを受けとめられ、低く価格づけを行ったことも考えられるのである。しかしどの程度低く価格づけを行ったかは明らかではない。そこで明治7年の農民的地価算定方式をほぼ準用して地価を計算してみると、その地価は第3表に示した平均地代金にはほぼ近いものとなる。すなわち、既に明らかにしたように約2倍の延歩があるのであるから、事実上の1反歩あたりの貢租量は2分の1である。それを地価算定の基礎とする小作米から差し引き、石当り3円50銭で換算し、1割の利率で還元すると、本戸上田は約28円、上中田は24円、中田が28円、下田が24円となる。田尻、武居田の場合もほぼ同様であって、地引帳に記された地代金は農民的地価計算では当然のものであり、不相当に

第5表 等級別水田価格

等級	旧等級	明治5年地代金	明治7年地価	明治9年地価
1等	本戸・上田・上中田	22.1 両	52円50銭	78円
2 "	本戸・上田・上中田		48円	75円
3 "	本戸・中田・中下田	25.1 両	45円	72円
4 "	本戸・下田・下々田	26.3 両	39円	63円
5 "	田尻・武居田・上田・上中田	24.4両 (12.1両)注	36円	51円
6 "	田尻・中田・中下田	26.0 両	33円	45円
7 "	武居田・中田・中下田	13.5 両	31円50銭	36円
8 "	田尻・下田・木田・稗田	27.0 両	30円	33円
9 "	武居田・下田	14.4 両	25円50銭	27円

資料 明治5年「地引番附帳」(南真志野村)
 明治7年「田方等級仕出し帳」(")
 明治9年「田畑宅地反別地価写」(")
 注 ()内は武居田の上田・上中田の平均地代金。

注(3)「明治初年 地租改正基礎資料」上巻 85頁。

低価であったわけではない。すなわち、直接生産者の生産した剰余から貢租を控除した剰余の剰余分を基礎として地価が形成される限り、地価は全剰余の資本還元方式をとっている改正地価よりは低くならざるを得ないのである。明治5年の地代金を明治7年の地価、明治9年の地価と対比するならば、その地価は上田ほど不相当に低いことになるのである。

地租改正は、貢租が地価を規定する地価形成方式から、全農民的剰余が地価を規定するという地価形成方式に転換することによって、地価水準を高めたのである。そしてこの転換のためには耕地の丈量と収穫量の確定を必要とするのであり、筑摩県では、明治6年の初頭に実地反別調査に關して布達を發しており、南真志野では、2月下旬からそれが開始され地租改正の第二の過程が事実上始まるのである。

〔2〕 地租改正第二過程

(1)

地租改正の第二の過程は同5年11月末から始まる。11月28日に「地券調御規則替り候儀=付十三等出仕上村一平様被御付有之」と記されている。これは、地坪調査を行い「実価」を付けるという方針を県が打ち出したことを意味する。29日にはこの方針について組頭、地券惣代に相談し、翌晩村方で寄合が持たれ、12月1日にその結果が役場に報告された。その相談の結果は「四組掛合致シ候得共頼共ふ申村方ニテ致ス共ふ申何れ隣村振合位ヲ先卷切ニ相成隣村間候上寄合致ス事」というものであった。すなわち、耕宅地面積を実測して、実際の面積を県に申告することについては、村方にとっても貢租負担増加の懸念を抱かせたに違いない。したがって、村方ではこの指令に直ちに服従する気配は見せていない。

明治5年は12月2日に新曆に移行して、6年1月1日に改められる。県では1月に改めて実地反別、実価取調べの布達を出しており、南真志野村でこれについての説明を受けるのは2月8日のことで、「地券附属之者」が泊りいろいろと聞くと記されており、10日には地券惣代の1人である金子長内が「地券御出役様願之儀寄合ニ有賀村」へ出かけている。県当局が地坪調査の意味をどのように村々に説諭したかは明らかではないが、すでに述べたように説諭の趣旨は、地券は田畑・山林・宅地の永世授与の証であるという私的所有権の保障を強調するものであり、正確な土地面積を地券面に記載することを促したものとみられる。地券調について村方へ組頭が相談したのは2月17日の夜であり、村方寄合がすむのは18日夜遅くであった。したがって、この村方寄合でも地券調の件はかなりもめたことと思われる。しかし、どのような点が問題となったかは記されていない。寄合で決まったことは「地坪見候処ハ組々ニテ人々罷出致シ候」というものであった。

さらに2月25日に筑摩県少属高橋定一と附属青木禎一郎が上諏訪に来て、南真志野村と隣村の北真志野村、小川村、大熊村の4ヶ村を呼び、地券調の件、副戸長給料、役人退役、祭礼、婚礼、葬礼、博打等の件について指示、説明があり、これに受書を差上げている。これらの件について26日夜に村方寄合がもたれ、地券についてはさらに当役が27日に「色々相談之上明日ヨリ腰弁当ニテ道汐調ヨリ始メ候様相極リ」、ここに地坪調が2月28日から開始されるにいたったのである。すなわち、南真志野村での土地面積の測量は、耕宅地については、4つの組で分担し、堤、河川敷、道は村役人、地券惣代が担当するというものであった。2月28日に北真志野村との境の杭打と「汐道改メ」から地券惣代は作業を始めている。

さて、各組々での耕宅地の測量がどのような組織で、どんな道具を用いて行われたか、また、各組が分担する測量地域が、例えば西沢組であれば、西沢組耕地というように、組単位にどのように地域が定まっていたかは明らかではない。しかし、村落内の道作りの場合など各組で地域的な分担がなされており、各組が真志野山を源とする沢水の生産面、生活面の利用および水害の防禦を中心として形成された結合であるとみられることから、沢組がそれぞれ管轄する地域は定められていたとみられるのである。

耕宅地の反別調査については、西沢組の記録が残っている⁽⁴⁾。これによると西沢組では3月1日に組の寄合をもって、反別調査は「組中四ツ割ニテ致世話人八人入札ニテ相定拾四軒宛出払ニテ地坪相調度候様相談」がまとまり、3月2日に組中51軒のうち41人が集まり、地坪調を始めている。不参のうち6人は山道の出払に従事しており、残りの4人は後家であり、まさに組中出払で行われたのである。しかしその夕方には「一同相談之上出払ニテハ難渋ニ付」世話人8人で反別調査を担当してくれということになり、「又手伝人入候節ハ誰成共御差図次第罷出候様致度日雇之儀ハ耆人五匁宛ニテ御願度諸入用割合之儀ハ筆割三分高割七分ト御割合被下度」と相談がまとまっている。すなわち、土地をほとんど持っていない下層農にとっては、無償で他人に属する土地の反別調査に従事することは不利益であり、さらには日常生活にも差し支えることであったと思われる。西沢組ではこのように組中出払による地坪調は3月2日のみで中止されることになった。他の沢組も同様であったとみてよいであろう。3月3日から8人の世話役が二手に分かれ、それぞれ手伝を4~5人使って地坪調べを始めている。

この地坪調べがどのような方法で行われたか記述はないが、1筆毎に耕宅地を測量するには工夫がこらされている。西沢組では3月7日に「今日休別法ニ替」3人の大工が道具を作ることにしている。翌8日も組中に相談していることは、他の組も是迄の仕方では不安心なので別法を仕立てたいということであった。そのため上諏訪に世話人のおもむいて別の仕立方を聞きにいっている。これは上諏訪で新しい仕立方を建白した者があり、その仕法を聞こうとするものであった。そして

注(4) 諏訪市南真志野 関利弘氏所蔵「明治六年 地券調目録複製 関翁正」。

8日に西洋筆、ものさし、紙類を購入し、「地坪早見道具見当台斗り」を13日までに仕上げ、13日から再び土地の測量が開始されている。すなわち、南真志野村では筑摩県の10中8、9が十字法⁽⁵⁾を用いたのに対し、「分間略器」を用いて測量したものとみられる。

3月13日以降、測量は進行し、連日耕地の測量と絵図引が行われ、22日には屋敷地の調査を始めることになり、屋敷地の界目に杭を打つため測量は休みとなっている。翌日から屋敷地の測量が行われ、25日には畑地券調に入り、31日からは出作地の測量を行っている。西沢組ではほぼ3月中に耕宅地の測量は終り、4月に入ると絵図引のみ行われるようになった。

4月8日に北真志野村に県より地券調べのため、林所平、青木禎一郎の両人が出張し、副戸長、惣代が伺って、「色々御利解⁽⁷⁾」をいただいている。同日夕方に村方に相談をして、地券手伝人を15人入札している。これについては「世話敷候故耆人六匁ト相定候役人之儀ハ半立弁当代トシテ三匁宛相定候」と記されている。これによって各組で行われていた地坪調、絵図面引はこの15人と村役人に引きつがれることとなった。すなわち副戸長3人、組頭8人、地券手伝人15人の計26人で、地券惣代は廃止された。

4月13日より地引帳の作成、地誌、道汐間敷調、絵図引が26人によって行われ、また副戸長は3月中から暇をみて、作徳米書上の下調をしている。4月17日に県に地券調につき副戸長の増役を願い出ており、4月19日に2名の増役が許され、副戸長は5名となった。

これ以降、組持、村持の地所をどう処理するかが村方と話しあわれている。結果は「隣村振合ニ頼」ということである。この他宮免坪取、また耕地についても坪再当りが行われ地番付改めもなされている。連日地引帳作成とそれともなう作業が続けられているのである。5月15日に「昼後地券御催促御奉行様北江御出。御日延ハ北ト嘶シ合之上」と沢之丞は記している。17日に副戸長の伴三が代価と作徳を聞合わせるため大熊村、北真志野村へ参り、また副戸長の長内、利右エ門は代価、作徳の下こしらえに従事している。

5月22日には「農世話敷成無人ニ付 今日相談之上六組ニ組合ヲこしらへ明日ヨリ作徳付」をすようにし、その夜村方で作徳の寄合がもたれている。また地引帳仕立の過程で「道汐其外地境又ハ坪取直シ并落坪取」も行っている。この年は地券調が忙しく入会山の口明も一日延している。26日に学校掛り御奉行が神宮寺村へ参り「今晚之内ニ村持地取調作徳実価付ケ出」すよう仰付けがあり、村方が寄合相談している。そこでは「御布告之儀ニ候得バ掘無之候得共相成ハ祭りいたし候程」はとっておきたいという希望が述べられている。翌27日に地券掛り附属林所平が有賀村に泊り、28日副戸長が絵図面、地引帳の認め振りを御覧に入れている。地引帳作成、作徳、実価付けが一応終るのが5月31日である。30日夜、村役人、地券手伝が寄合、「相談之上明晩村方江地坪調相済帳上ケ致シ候間御出御覽被成候」と触れることにし、31日の夜村方で寄合が開かれている。そして

注(5) 「府県地租改正紀要」中 筑摩県、5~6頁。

6月1日にその相談の結果を申し出ている。ここに一つの問題が村方内部で発生している。その問題は次のようなものであった。

南沢組の申出によると「野瀬しにも坪縮メ取候組も有之由ヲ聞候」。100坪のものを90坪でもよるしいのか。それを問い合わせた上で組で相談をしたいということであった。また野明沢組も同様の申出があり、「縮テ宣敷ハ当組之絵図御かり申調直し出し度様申し「尚又村中一れつに不相成ハ印形茂不致入用も出し不申様」と述べている。それより当役残らず寄合って相談をしている。そして、西沢組も「村方一れつ御頼申」と申出ている。そこで相談の上「組々ニテ坪取致シ候間今一度帳面見合坪少々之分組々ニテ調出シ被下候様相極」っている。

6月2日に西沢組では再び「村中一れつニ相成不申ハ調印も入用も出し不申由」を副戸長沢之丞に申出ている。

このような組々の不統一がどのように一れつに調整されたかは明らかではない。この問題については同時期に副戸長であった利右エ門の「日記書留帳」には何も記されていないで、沢之丞の日記にのみ記されている。そこに断片的に記されているところをみると6月3日に「作徳附ケ実価附ケ其外読合セ色々」を惣代、副戸長でおこなっているが「仲村沢ハ組々調致スニ付耆人も被参不申候」と記されている。坪を縮めて取った仲村沢では反別の変更が何らかの形で行われたことと思われる。そして6月18日に改めて地引帳への印形取が行われることになる。6月18日には「坪取再調相済村中たいらニ成候ト申吹ちやう無之様ニ村方ニテ申様子ニ付寄合致ス。尤西沢南沢ハ直シ致ス」と記されている。そしてこの問題についてこの他には何も記されていない。しかしこの問題について考えることは少なくとも地租改正に対し、一部農民の中に意識的に土地面積を縮小して申告しようという動きがあったことである。しかし反別を縮小するには最低1村の意志が統一されていなければならないし、また1村のみでも村境の間数が異なってしまうことが明らかになってしまうとすれば、それも不可能である。地引帳に1筆ごとに記されるか、あるいは1筆ごとの絵図であればそれはあまり明らかではないであろう。しかし南真志野村の場合まず組ごとに反別調をし絵図を引いたのであるが、家屋敷の場合、組ごとに明確に地域が区分されているわけではなく、ある組に属する者の家が他の組に属すると思われる区域に家屋敷を構えていることはしばしばみられるところであり、また異なる組の家々が隣接しているので、ある組のみで土地面積を縮小すれば、絵図面上にその不整合が明瞭となる。したがって地租改正にさいして地引帳と絵図を作成、提出を命じたことは諏訪地方のように家々、村々が比較的密集していた地域では、土地面積を大幅に縮めるということとは事実上困難ではなかったかと思われるのである。また南真志野村を構成する4つの沢組のうち意識的に坪を縮めたのは1つの組のみであり、他の3組は測量上の未熟さ、幼稚さはあるにせよ、土地面積を意図的に縮小はしなかったものとみられるのである。さらにいうと、土地丈量はかなり積極的に南真志野村としては取り組まれていたとみてさしつかえないようである。たしかに土地丈

量の方針が伝えられたのは5年の11月中旬であり、土地丈量を開始したのは6年の3月からであり、その間3ヶ月余を経過しているが、これを村民に丈量の意志がなかったものとは一概には断じえないようである。とにかく3月一杯にはほぼ丈量を終了している。そしてその筆数は2,720筆となっている。この筆数は明治5年10月に地押を完了して県に提出した「野帳」の筆数2,393筆から327筆も増加している。しかし明治6年10月に提出した地引帳では合併しうるものは再び合筆した結果2,238筆と大きな減少をみせている。⁽⁶⁾筆数のこのような変動があるにせよ、明治6年3月に1ヶ月間で2,720筆を丈量している。組ごとに筆数は異なるにせよ、組ごとの内訳を知ることができないので平均すれば約1組が700筆丈量したことになる。これをほぼ30日で仕上げるには1日あたり23筆余ということになる。したがって西沢組のように二手に分かれて丈量すれば1日に12筆は丈量したことになるのであり、位置による丈量の難易を考えると厳密に丈量したとすれば、かなりの作業であったと考えられるのであり、それを村方の力のみで一応仕上げるのである。この期間はまだ農作業が忙しくなっていないとはいえ、それだけの手間がさかれたことは農民にとって大きな負担であったことはいなめない。さらに地引帳の仕立、絵図の作成、実価の算定、地価記入、坪取り直し等の作業にはほぼ2ヶ月間、副戸長、惣代、地券手伝が従事している。したがって、明治5年8月の地押の開始から翌年5月末で、ほぼ耕地についての基本的な丈量、帳仕立は完了されたのである。これをみると地券の交付によって土地私有権を保障するという限りでは、農民は大きな抵抗はみせず、むしろ積極的に南真志野村では自己の土地私有権確認の作業に取り組んだとみるべきであろう。たしかに一部には先にも示したように土地面積を少なく申告しようとする動きがあったし、南真志野村全体として、どのように一れつにたいらに調整したかは明らかではないが、土地面積を少なめに確定することは事実上あったことと推定される。しかし私有権の確定については反対はなかったものとみてよいであろう。

地押丈量は具体的に土地私有権を確定するために必要な手続きであり、これは事実上その過程で一定の土地に所有権者を確定することである。明治6年6月1日に地引帳へ印形を取るということは1筆ごとに所有権を認定することであるが、調印にあたって、2件の紛争が生じている。1件は私道か村民の認めている村道か、すなわち自分の畑の中の道であると主張する農民と、その道を通す必要なければ自分の畑に行くことのできない農民との間の紛争である。他の1件は村有地を私有地として開墾支配している者があくまで私有権を主張することによって生じた紛争であり、両件とも強い土地私有権の主張を示すものであり、それ以外には、地所質入、書入による所有権の紛糾は南真志野村では見あたらないのである。この両件を通じてみる限り地租改正による土地私有権の確定ということ自体農民にほぼ問題なく受け入れられたとみるべきであろう。

完成された地引帳を県に提出したのが6月27日である。この地引帳による地目別反別は、貢租注(6) 諏訪市 原野美氏所蔵「明治六癸酉年 地券地引帳番号写 六月 原沢之丞手控」。

の基礎となっている旧反別の水田・畑のほぼ2倍に増加しており、極めて高い改め出しの割合であったというべきであろう。この高い割合からみても土地私有権の確定のための農民の手による地押丈量は、反別を少なめに申告することがあったとしても、南真志野ではかなり正確に行われたものとみられるのである。

6月27日地引帳を県へ提出したことは地租改正作業上、村方での一区切りとなる。そこで早速地券入用割を始めているが、7月5日に県の地券掛り黒田直方が上諏訪に来て村々の副戸長、地券手伝人呼び集め、「村々ニテ上ケ候御帳面御持参ニテ一筆之地所三枚四枚ニ分ケ候分ヲ合セ其外実価等もひく」いので改めて10日までに差出すよう仰付けている。そこでこの件を組々に伝え、7日には組々で寄合がもたれ、8日に直すことには異存がないという申出を受け、9日から調べ直しを始めている。そして改め帳を提出したのは結局10月4日であり、ここで第二過程は一応終了するとともに、第三過程の地租改正の完了の基礎作業が終了したものとみられるのである。

(経済学部教授)

文政期芸備16郡における「商品」生産と流通*

—近世鉄山業史研究への一視角—

大 貫 朝 義

「当郡(奴可郡)気候他郡に比すれば、もとより寒地にして、北境の村は更に甚し。民俗淳朴にして、産業は北は鉄冶、南は鍛冶を大なりとす、鉄を駄送し炭を焼く者多し。凡当郡は、山村寒郷、稼穡のみにては給らず。古は鉄業盛んにして利沢多ありしが、今は鉄価賤しく、その業やや衰へて、民の生理乏し」

「当郡(恵蘇郡)の気候は、南北小異あれども却て寒多く五穀生立かたし。わきて高の山、諸村は雪甚深く平年凡一丈に及ぶ。麦類作るべからず。茶楮竹柿の類、一切生ひず。民俗は朴剛にして神を尚び、業は農を専として別産なし。但地により、農余に鉄炭炭焼の業をなすもの少からず」

「当郡(三次郡)、気候南北少しく異なりといへども、大率地高く気寒く、霜雪早く降りて、二月に至り始て消ゆる。春分に至らざれば、梅花を開かず。其地麻に宜しく、稲麦によからず。麦苗は、多く雪におされて豊熟せず。故に民産太薄し。郡内所々鉄を採りて生理を資け、或は川舟運輸の利あり。三次町は古府下の風遺りて、其俗野ならず。五日市、内町などいへるには商賈工匠店肆を烈ね、北境の一劇市なり**」。

I. 問題の所在

- II. 文政初年芸備16郡における「商品」生産と「市聚」の分布
- III. 文政期広島藩の殖産興業政策と備北鉄山業地帯の特質

I. 問題の所在

曾て筆者は、中国地方を中心とする近世鉄山業の研究史の検討を通して、近世初頭にはその採鉄・製鉄両部門が技術・規模・形態上の一般的な変化・発展を遂げ、特にその基幹＝製鉄(鍛、大鍛冶)部門における「野鋸」(三日鋸)から「永代鋸」への一般的な移行、一層の普及が、稼行形態の

* 本稿は、本来「近世鉄山業の研究動向と展望」(≡)のVI、結びの主要部分として予定していたものであり、内容的にはその位置を占めるものであるが、別稿として掲載する。本稿のII及びIIIの原形は1971~72年に成稿したものであり、今回の掲載にあたって大幅に加筆され、書き改められているが、有益な批判を寄せられた学友諸君に記して感謝したい。

** 復刻『芸藩通志』第三巻(復刻『芸藩通志』刊行会、1963)225, 378, 473頁。奴可・恵蘇・三次の備北三郡は、近世における最大の藩営鉄山業地帯を形成していた。